

会 議 録

1 会議名

令和5年度 第9回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 地域活性化の方向性について（公開）
- (2) 自主的審議に係る提案について（公開）
- (3) 地域協議会活動報告会の開催について（公開）
- (4) 令和5年度地域協議会の活動計画について（公開）

3 開催日時

令和5年12月18日（月）午後6時30分から午後7時35分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：本城文夫（会長）、澁市徹（副会長）、高野恒男（副会長）、
飯塚よし子、浦壁澄子、北川 拓、佐藤三郎、杉本敏宏、富田 晃、
廣川正文、宮崎 陽、村田秀夫、茂原正美、吉田昌和（欠席6人）
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、滝澤副所長、石黒係長、難波主任

8 発言の内容

【石黒係長】

- ・ 小川委員、栗田委員、小嶋委員、西山委員、松倉委員、松矢委員を除く14人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・ 会議の開会を宣言

- ・会議録の確認：高野副会長、茂原委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【滝澤副所長】

- ・配布資料の確認
- ・次第に基づき、議題の確認

【本城会長】

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし

－ 次第3議題（1）地域活性化の方向性について －

【本城会長】

次第3議題（1）地域活性化の方向性についてに入る。

事務局より説明を求める。

【石黒係長】

- ・資料No.1に基づき説明

【本城会長】

- ・事務局の説明について、質問のある委員の発言を求める

【宮崎委員】

構成要素の①に「町家」と加入したことについて、改めて雁木と町家のことを調べてみた。10年前に上越市創造行政研究所が歴史的建造物の保存と活用に関する調査報告書を2冊出している。その中で雁木とは、町家と一体化した都市施設であり、雁木の保存整備は町家そのものの保存整備でなくてはならないと一定の定義というか、雁木と町家の関わり、関連性をうたっている。構成要素に加入すること自体は嬉しいが、雁木と町屋の間に点はいらないのではないか。雁木町家とすればよいかと思う。

【本城会長】

今の宮崎委員の発言について意見を求める。

【高野副会長】

町家であっても雁木のないところもある。そのような状況を踏まえると、雁木と町

家の間は点を入れたほうがよいと考える。

【本城会長】

雁木と町家の関わりについて二つの意見が出た。宮崎委員の意見は市が10年前に発行した報告書に基づくものであるが、我々があえて間に点を入れたのは、最近、雁木の空き地が目立ったり、連担していないという状況も含めて、雁木と町家を切り離しているものである。貴重な意見として承る。

【宮崎委員】

現実問題、町家と雁木が一体ではない状況が散見されるが、私は歴史的な視点でとらえるかどうか重要だと思う。従って、雁木と町家は別だというのはどうしても納得できない。

【本城会長】

市では昨年度から地区認定をして、まちなか居住推進事業という新しい取組を始めた。高田区では南本町三丁目と大町五丁目が認定を受けている。認定を受けた地域住民はまちづくり方針を作成する中で、雁木の再生についても含めることができることから、市も支援する方向にあると理解している。

【宮崎委員】

基本的な形として雁木と町家の一体性について、皆さんの意見をお聞きしたかった。

【高野副会長】

雁木町家は、古くは一体ということですと雁木町家と言ったが、今は町家または雁木が壊されて片方だけが残る通りもある。一体のところもあれば、以前と違って雁木と町家が離れたようなところもある。今はそのような状況であるから、分けて考えたほうがよいと思う。

【富田委員】

別の視点から提案させていただく。他の自治区の方角性を全部見たが主語がない。誰がやるのか。「高田区民は」という主語を入れたらどうか。我々がやるということなく、誰かがやってくれるのではないかというような意識が感じられるので、住民自治、地方自治の観点から「高田区民は」と入れたほうがよい。その場合、高田区民以外はここで何かやってはいけないのかと反論がありそうではあるが、そのように感

じている。

【本城会長】

主語がないという話があったが、そもそも、高田区における活性化の方向性としてとらえているので、構成要素にはそのような意味も包含されていると理解いただきたい。

他に何か意見はないか。意見があればこの場で修正して、今日決定したい思っている。今ほどの意見は現案に含まれているものとし、完成としてよいか。

(よしの声)

それでは、高田区の地域活性化の方向性として決定する。

以上で次第3議題（1）地域活性化の方向性についてを終了する。

－ 次第3議題（2）自主的審議に係る提案について －

【本城会長】

次第3議題（2）自主的審議に係る提案についてに入る。

この度、杉本委員から自主的審議に係る提案が2件提出された。1件目、「防犯灯の設置・補修を公費で行うことを求める」、2件目、「雁木通りで雁木がない部分等の除雪費用を補助していただきたい」について、地域協議会の自主的審議とするかどうか皆さんからご検討いただきたい。

まずは、提案者の杉本委員から提案要旨を説明いただき、その後、事務局に自主的審議について説明を求める。それでは、杉本委員より提案要旨の説明を求める。

【杉本委員】

提案書の内容欄を読んでいただければ理解いただけるかと思うが、防犯というのは誰が主体的にやるものなのか、問題提起のため最初に防犯は行政の重要な施策の一つであると書き入れた。行政の姿勢としてこの点がどうもはっきりしていない。防犯灯というのは、その名のとおり防犯を目的とした器具であるのに、現在、上越市においては基本、町内会が設置することになっている。私の思いからするとこれはおかしい。本来的に行政が防犯灯を設置し、住民の安心安全を確保するものである。口では住民の安心安全と言っておきながら実際の施策がそのようになっている。どこ

の自治体においてもこのような防犯灯は行政ではなく町内会が設置しているのかといえそうではなく、私の調べた範囲では町内会が設置するというのは少数派という印象である。

また、防犯灯を蛍光灯からLED灯に切り替える議論において、灯具は町内会で設置し電気代は市が支払う分担としたが、LED灯に替えると電気代が約6分の1になるという。そうすると、経費的に助かるのは町内会ではなく行政だけと言ったら語弊があるが、ということになり考え物である。

上越市全体を見ても防犯灯の設置は集落内は町内会が設置し、集落と集落の間は行政が設置すると定められている。高田区において、集落というものを町内会に置き換えてみると、町内会と町内会の間に空白地帯はほとんどなく、全部繋がっている。他の自治区のように集落と集落の間に田んぼ道があつてとか、道路があつてというようなところはほとんどない。他の自治区では、集落間は市が設置しているのに、高田区の場合には全て町内会で負担しなければならないことになる。そのような不公平感もあつて変えていく必要があるのではないかとというのが提案の主な内容である。

この提案を思い立ったきっかけは、蛍光灯からLED灯への最初の交換から約10年が経ち、耐用年数の経過から再交換の時期を迎えたためである。蛍光灯からLED灯に変えるときは、費用の3分の1、上限1万円を市が補助する制度があつたが今では終了している。今後、LED灯の交換費用を全て町内会が持ち出すというのは、相当大的な負担になるのではないか。私の町内で言えば、LED灯への交換費用は1灯当たり約3万円であつた。そのうちの1万円は市から補助が出たが、2万円を超える金額を町内会で負担した。小さな町内のため20灯未満であるが、それでも20×2万円が40万円になるので多い町内はこの比ではない。それを全て町内会に負担させるというのは、そもそも間違いである。防犯とは市の重要な住民サービスであり住民の安心安全を守る施策であるから、全て市で設置し電気代も市で負担する、そのような制度に変更していただきたいということが防犯灯に関する提案である。

裏面は、雁木通りで雁木のない部分が増えてきていることから、雪が降った時にそこは誰が除雪するのかという話である。参考として事務局から配布された資料

は、大雪災害の対策について自主的審議した際に市に提出した意見書に対する回答の一部であるが、それに対する回答は雁木下は民地であるからそこに関することには市は金は出さない、そのような言い方である。しかし、雁木を民地だと言って、いつまでも行政は手出しをしないという姿勢でよいのか。民地であってもこれは共有地というか公の通路として、雁木の地域の住民は個人の土地を提供して安心安全を確保してきた。高田だけではなく、雁木とは雪国の貴重な財産であり、共助の素晴らしいあり方だとまで言われているが、いつまでもそこに頼りっきりでよいのか。

状況としては、雁木のない所に雪が積もると子どもや高齢者が道路に出て、車が通る所を肩身の狭い思いをして通っている。これを放っておけないということで、近所の方が自発的に除雪しており、スコップでやっている方もいれば、除雪機で雪を飛ばす方もいる。その方々が負担している労力や燃料費を何とかしなければならないのではないか。

この発想に至ったのは前回の豪雪の時ではあるが、今年の10月末の除雪会議、その前の町内会長を集めた説明会において、市が除雪をしない市道について町内や住民が自発的に除雪する場合、申請をすれば市が費用を負担するという制度の説明があった。除雪もしない市道があるということ自体がおかしいが、そのようなところと雁木がなくなった所を同様に扱えないはずはないだろうということで、前の回答は前の回答として、雪が降ってきたこの時期に改めて提案させていただいた。

【本城会長】

続いて、事務局から自主的審議について説明を求める。

【石黒係長】

自主的審議の流れについて確認させていただく。委員から自主的審議の提案があると、まずは自主的審議のテーマとして話し合うかどうか協議させていただく。話し合うこととした場合、自主的審議の開始となり、地域の関係者や市の担当課からの情報収集や必要に応じて地域との意見交換や課題の解決に向けた協議を行い、協議結果に応じて自治区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し市政での実現を求めていくことができる。

なお、地域協議会委員の手引きには、自主的審議について次の記載があるので読み

上げる。「地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても当該区との関わりを基にした内容でなければならない」とあるのでご承知おき願いたい。

続いて、過去に今回の提案2件と同様の意見書を市に提出した際の状況であるが、防犯灯については平成26年10月に防犯灯のLED化推進のための補助金制度創設と防犯灯の電気料金の負担を市に求める意見書を提出している。当時、他の自治区からも同様の意見書が提出されていたこともあり、市からは翌年度予算で電気料金の負担のあり方や補助制度の創出を検討すると回答があり、平成27年度に補助金制度が創出された。令和元年度には当初の予定期間を3年間延長し、令和4年度まで実施されたところである。

続いて、雁木のない部分の除雪については、令和4年7月に今回の提案と同内容の提案を含む意見書を市に提出している。その際、市からは、雁木は市道でないことから除雪業者への委託や緊急除雪作業補償制度の拡大適用は考えていないと回答があったところである。

【本城会長】

杉本委員及び事務局の説明について、質問のある委員の発言を求める。

【富田委員】

防犯灯の件だが、基本的には私も賛成である。人口減少等で町内会費が減少しているにも関わらず、防犯灯の数は変わらない。

しかし、上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱では、防犯灯は町内会が設置すると定められており、この要綱があるということが一つ問題というか、平成26年10月に意見書を提出した後、補助制度の創出に至った経緯がわからない。実施期間が延長された経緯を含めてそこが明白になれば、制度が再度延長される可能性が見えるのではないか。補助制度創出の経緯を明らかにして、それに照らして見込みがあれば自主的審議すればよいと思う。要綱は錦の御旗であり、どれほどこれを審議しても見込みがない。これは議員の仕事なのか。

どこの自治区でも人口減少により町内会費で防犯灯を負担することが厳しく、高田区の場合、杉本委員の話しではぎりぎりだという。

これまで町内会は市の地域政策課の下部組織だと思っていたため町内会による負担は当たり前と思っていたが、町内会の位置付けを確認してみると行政の下にぶら下がるものではないという。その点を踏まえて、どのような考えでこの要綱を作ったかもよく勉強しなくてはならないと思う。

【茂原委員】

杉本委員の提案の考え方等については、基本的に賛成である。ただし、この2件については、町内会の負担等の問題なので町内会ルートで提案するべきではないか。

13区というふうに理解すればよいのではないかと思うが、集落と集落の間については市が設置しているのに対し、高田区については街なみが繋がっているということもあり、防犯灯は町内会が全て設置している。そこに、アンバランスがあるのではないかと杉本委員も指摘している。街なかでも同じような扱いにすべきと思うが、町内会の負担等に関わる問題であるから、町内会長協議会のルートが一番スムーズにいくと思う。

【澁市副会長】

原理原則的なこととして、防犯灯というのは防犯のためだけではない。防犯を主目的とした照明施設ということだと思う。設置されることによって、道路の一部を照らすということもある。あくまでも主目的は防犯で、防犯を目的とした照明施設と考えたほうがよい。この照明施設は誰でも無料で利用できる道路と同じようなものであり、経済学的に考えればこれは公共財である。警察とか消防とか国防といったものと同じような財だと経済学では定義されている。

このような公共財は、どこの国でも政府や地方自治体が設置費用、維持費用を負担することが経済学における第1の原則であるが、高田の防犯灯の設置について歴史的に推測すると、高田市、続く上越市も昔は貧乏だったため、防犯灯を設置したいが設置する金も電気料も払えないという状況の中で町内会から要望され「では、あなた方が作ったらどうだ」ということで50年以上前に設置し始めたというところではないか。しかし、原理原則から言えば、これは市が負担すべき費用であることをまず考えなければならない。

先日、市議会の総務常任委員会にLED灯の設置費補助についての請願があった

が、委員会ではそれを否決したという。委員会には、まず公共財とは何かということをお勉強していただきたい。これは公共財だとしたら当然市に要求すべきである。市はそれを承知しているから電気料金を継続的に払っている。照明を継続することは防犯を含む市民の安全に関わることだから、市民全体が利益を受けるわけである。この原則から考えたら、当然100%出しなさいと求めることができると思う。

また、二つの問題が挙げられた。まず、要綱とは、事業や制度をどのように実施するかということをお職員を指導するため、あるいは守るために行政が作るものである。従って、市民とは直接関係なく、我々の議論において要綱があるから駄目だということはない。

次に町内会というのは法律上、任意団体である。町内会で財産を持っていて、その財産は、町内会長に通常属している。貯金も町内会長の名前で貯金しているが、会長が死亡等すると継続は非常に難しくなることから、民法の改正により町内会の法人化ができるようになった。高田区の町内会でも法人化されているところもあると思う。しかし、町内会はあくまで任意団体で法人化されても強制はできない。例えば、私の住んでいる寺町3丁目は約400世帯あるらしいが、加入していない人もいる。町内会が費用を負担するということは、加入していない人は費用を負担しないことになる。

高田区として意見書を出すということについて、問題なのは他の町内会はどうなのかということである。北城町1丁目の町内会長が市に請願したということだが、杉本委員の東本町5丁目をはじめ、おそらく同じような意識を持っていると思う。我々が審議する前に、まず他の町内会の意見をアンケート調査してはどうか。複雑な質問ではなく、「問題がありますか」と「市に対してこういう要望をしたいと思いませんか」というような簡単なアンケート調査を行い、その結果をもとに自主的審議をするかどうかを考えてはいかがか。

雁木のないところの雪の除雪については、雁木のないところに住んでいるので特に意見はない。

【浦壁委員】

今の件について、澁市副会長がまとめてくださったとおりに思う。これは高田

区の自主的審議事項の提案ではなく、日頃、市民の安心安全から情報の伝達等々、住民生活の中のすべてを主体的に担っている町内会が、町内会長の会議等で市に要望すべきことである。私たち地域協議会としては共同提案というような形に持っていくのはよいが、高田区の自主的審議事項として提案することは筋違いではないかと思う。

【杉本委員】

高田区地域協議会に提案を出したのと合わせて、私の町内会が属する高田地区町内会長協議会の第6ブロック長を通じて、高田地区町内会長協議会に提案してもらうように段取りした。ブロック長は提出したと話しているの、そちらでも議論はされると思う。町内会長協議会のほうに一本化する必要や議会で請願が上がったのだから請願だけでよいとは考えておらず、このようなことを改善したほうがよいと思った団体がそれぞれのルートで複数で、それもたくさんあればあったほうがよいと思っている。一つの団体だけが大声を上げてもなかなか要望は通らないが、幾つもの団体から同じような意見が出てくると市も考えざるをえなくなるのではないか。請願は請願で、それは否決されたということではあるが、引き続き何か手を打つことを考える必要があるかと思うし、町内会長協議会を経由して一つ手は打ってあるが、先ほどの意見のように町内会長を対象としたアンケートを実施して自主的審議をすることは非常によいことだと思う。複数のルートで話が進んでいくということがある意味理想的かと思う。

【富田委員】

杉本委員が言われているとおりだと思う。これは、地域協議会の役割という話になる。町内会長協議会がこのような要望をする場合、提出先は地域政策課になるのか。さらに、町内会長協議会から地域協議会に求めがあって二者で協議をして市に意見書を提出することになれば理想的な関係になるのではないか。

先ほど述べた要綱の件だが、要綱は条例と違って指示書である。そのとおりに実施しなくてはいけないということではない。私は勘違いしていた。

また、他市の状況であるが、長岡市や新潟市、長野市は既に半分程度を補助している。いつから実施しているかはわからないがそのような状況もある。

【浦壁委員】

北城町の町内会長から事前に防犯灯の請願の内容をいただいた。言われていることは、杉本委員の意見と同様に本当に大事なことだと思う。杉本委員は自身も町内会長をされているので、町内会長会議で他にこのような要望を受けていないか、地域協議会でも取り上げてもらいたいという流れになっていないかなど把握していないか。このままでは単なる高田区の自主的審議事項という取り扱いである。先ほどアンケートという声があったが、そんな問題ではなく、一番主体性を持っている町内会長協議会においてどのような状況になっているのかを見極める必要がある。町内会長協議会において、どんな形で、どの程度まで進んでいるのか、高田区地域協議会にどのような協力を要請するのか、その辺りを杉本委員を通じてお聞きしたほうがよいのではないかと。

【杉本委員】

先ほども話したように第6ブロックを通じて高田地区町内会長協議会に動くようお願いはしてある。町内会長協議会の会長がどのような措置をとられたかは私にはわからない。私は1町内会長であり役員ではないため、どのような協議がされているかは今のところわからない。ブロックの会議が開かれて報告があればその範囲ではわかるが、システム的にはそうなっているので私がしゃしゃり出て行って町内会長協議会の開催を求められる立場でもないし、言う必要もない。それはメンバーの自主的自発的なやり方だと思う。

【本城会長】

承知した。

大体方向性が確認できたと思うので、1件ずつ協議をまとめたいと思う。

今の防犯灯についての提案について、高田区の町内会の現状をまず把握をしてから判断したいと思うがよろしいか。それについて町内会を対象に防犯灯のLED化をどのような程度で負担をしているか現状調査を行いたいと思う。調査の方法や内容について意見があれば承る。これについて三役である程度整理をして、町内会長協議会と連携を図りたいと思う。

以前から地域協議会と町内会長協議会の関係がぎくしゃくしてるところがあった中で、改善に向けてこれまで努力をしてきたが、この問題はちょうどよいきっかけになる。この問題を提案しながら町内会長方の考え方を聞かせていただき、合意の

上で提案できればよいのかと思う。ただし、私どもの任期終了までに間に合うかどうか疑問がなくはないが、なるべくそのような方向で、調査の方法や内容について検討していきたい。

今いただいた意見を正副会長と事務局で整理しながら、次回の会議でお示しいたいというところで集約させていただいてよろしいか。

(よしの声)

続いて、雁木がない部分の除雪費用の補助について、地域協議会の自主的審議として取り扱うかどうか採決をとる。

自主的審議事項とすることに賛成の方の挙手を求める。

(挙手 4名)

賛成少数なので、本件は自主的審議としないこととする。

以上で次第3議題(2)自主的審議に係る提案についてを終了する。

－ 次第3議題(3)地域協議会活動報告会の開催について －

【本城会長】

次第3議題(3)地域協議会活動報告会の開催についてに入る。

昨年度は見送ったが、毎年年度末に開催している活動報告会について、正副会長で開催日を協議した結果、2月の地域協議会の開催に合わせて令和6年2月19日、午後6時30分からとさせていただきたい。時間は30分程度を予定し、終了後の午後7時から地域協議会を開催したいと思う。会場はこちらの福祉交流プラザ3階の第6会議室で行う。内容については、第4期地域協議会の総まとめとして4年間の活動状況、委員改選の説明と質疑を予定したいと思うがよろしいか。

【富田委員】

報告会だが、どのように周知するのか。

【石黒係長】

地域協議会だよりを1月25日付で臨時発行し、地域住民の方に班回覧でお知らせする。広報上越にも掲載される予定である。

【本城会長】

皆様からもいろいろな団体の方や、関心のある方々に呼びかけいただきたいと思う。
以上で次第3議題（3）地域協議会活動報告会の開催についてを終了する。

－ 次第3議題（4）令和5年度地域協議会の活動計画について －

【本城会長】

次第3議題（4）令和5年度地域協議会の活動計画についてに入る。

【本城会長】

澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・当日配布資料No.1により説明

地域協議会の活動報告会の報告資料として活用する場合は、4年間分を2ページ程度にまとめることができると考えている。

【本城会長】

- ・澁市副会長の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

－ 次第4 事務連絡 －

【本城会長】

次第4 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

【滝澤副所長】

- ・今後の地域協議会等の日程連絡

第10回地域協議会：1月22日（月）18：30から 福祉交流プラザ

第11回地域協議会：2月19日（月）19：00から 福祉交流プラザ

※18：30から 地域協議会活動報告会

- ・配布資料

ガス水道局「令和5年度旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について」（令

和5年度3回目)

【本城会長】

- ・ただ今の説明について質問を求めるがなし
- ・全体を通して質問等を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。